

公開版

平成26年度 教育委員会 第18回定例会 議案

1 日 時 平成26年12月17日（水）午後1時

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第45号議案 静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を
改正する規則

… 1

<非>第46号議案 「静岡県いじめ問題対策本部」委員の変更

… 非

<非>第47号議案 教職員の懲戒処分

… 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

第45号議案

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成26年12月17日提出

静岡県教育委員会教育長

〈第45号議案 概要〉

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

公務において活躍することが期待される有為な職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、職員として身分を保有しつつ、職務に従事しないことができる配偶者同行休業制度について、条例を制定(平成26年12月25日施行予定)することとなった。

条例制定に伴い、退職手当の調整額の算定対象から除外する休職等に同休業を追加することとなるため、所要の改正を行う。

3 施行期日

公布日

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

静岡県教育委員会委員長 溝 口 紀 子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)	(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)
<p>第2条の3 職員退職手当条例第6条の4第1項に規定する教育委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書若しくはこれに準ずる事由又は静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年静岡県条例第14号）第2条に規定する自己啓発等休業（同条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される職員退職手当条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）当該休職月等</p>	<p>第2条の3 職員退職手当条例第6条の4第1項に規定する教育委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書若しくはこれに準ずる事由、静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年静岡県条例第14号）第2条に規定する自己啓発等休業（同条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される職員退職手当条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）又は静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第 号）第2条に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）当該休職月等</p>
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課法規・給与班 給与担当)

1 改正の概要

静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、退職手当の調整額の算定対象除外する休職月等に同休業を追加規定することとなるため改正するものである。

2 配偶者同行休業制度について

(1) 概要

配偶者同行休業制度は、公務において活躍することが期待される有為な職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、職員として身分を保有しつつ、職務に従事しないことができる制度である。

地方公務員法の一部改正により、本制度の運用が可能になったため、本県においても配偶者同行休業制度導入のため、条例を制定(平成 26 年 12 月議会)することとなった。

(2) 勤務条件等

項目		内容
対象	職員	常勤職員
	配偶者が外国に滞在する事由	<ul style="list-style-type: none">・外国での勤務(在外公館、民間企業の外国に所在する事業所等での勤務、国際貢献(海外ボランティアなど))・事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの・外国の大学等における修学 <p>※ 6か月以上にわたり継続することが見込まれるもの</p>
取得期間		3年以内
給料		無給(復職時には休業期間を 1/2 換算して給料を決定)
諸手当	期末・勤勉手当	<ul style="list-style-type: none">・基準日在籍していない場合不支給<ul style="list-style-type: none">・期末手当は、休業期間を在職期間から 1/2 除算・勤勉手当は、休業期間を在職期間から全除算
	退職手当	休業期間を在職期間から全除算

3 退職手当計算における配偶者同行休業に関する取り扱いについて

- ・退職手当の計算…休業期間の全期間を除算する → 配偶者同行休業に関する条例で規定
- ・退職手当の調整額の計算…休業期間の全期間を除く → 配偶者同行休業に関する条例及び市町立学校職員の退職手当に関する規則で規定

参考 退職手当の支給額

基本額(退職時の給料月額 × 支給率 × 調整率) + 調整額

4 施行期日 公布日

勤続期間により支給率が決まる

在職中の公務への貢献度を退職手當に反映させるためのもの。職制上の段階、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し職員の区分を定め、区分の高いものから 60 月分について支給される。

5 関係法規

静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例 (施行日 平成 26 年 12 月 25 日予定)

職員の退職手当に関する規則 (施行日 平成 26 年 12 月 25 日予定) 人事委員会が改正

6 対象者

職員の退職手当に関する規則…県立学校教職員、県教育委員会事務局職員

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則…市町立学校教職員(県費負担教職員)

第18回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	監査結果に関する報告	1
2	市町教育委員会事務局訪問報告	3
3	平成27年度全国学力・学習状況調査実施要領及び 参加確認について	13
配付 のみ	平成27年1月の主要行事予定	14
	県立高等学校実習助手採用選考試験結果	15
	県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第2次選考試験の結果	16
	静岡県生涯学習情報発信システム愛称決定	17
4	<非>平成27年度再任用候補者選考の経過及び結果	非
5	<非>静岡県教育職員特別免許状審議委員会の結果	非

報告事項 1 【情報提供】

平成 26 年 12 月 17 日

(件名)

監査結果に関する報告

(教育総務課)

1 監査の結果

平成 26 年 12 月 4 日に、今年度、第 3 回目の監査結果の報告があった。

教育委員会については、9 月 25 日から 10 月 24 日までに実施した県立学校等に係る監査について、別紙のとおり 30 所属中 1 所属に指摘、2 所属に注意が付された。

2 指摘等事項の概要

指摘は、島田商業高校の学校徴収金の不適正な会計事務処理に関するものである。

注意の 2 件は、交通加害事故の発生が 1 件と非常勤職員の年次有給休暇付与日数誤りが 1 件である。

3 監査結果の公表

監査結果は、県政の現状や課題等について県民への説明責任を果たすため、12 月 5 日に監査課から記者提供された。

4 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、平成 27 年 3 月 4 日までに監査委員へ報告する。

(別紙)

指摘 1 件

監査箇所	指摘等事項	
島田商業高等学校	件名	学校徴収金の不適正な会計事務処理
	内容	島田商業高等学校の職員は平成 22 年度から 25 年度までの約 4 年間、学校徴収金の会計書類に決裁を受けて金融機関から出金し支払いをするなど、不適正な会計事務処理を行っていた。

注意 2 件

監査箇所	指摘等事項	
浜松特別支援学校	件名	交通加害事故の発生
	内容	平成 23 年度から 25 年度に交通加害事故が通勤途上で連続して発生していた。
天竜特別支援学校	件名	非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り
	内容	平成 25 年度の非常勤職員の年次有給休暇の付与日数を誤り、過少に付与していた。

市町教育委員会事務局訪問報告

(教育政策課)

1 訪問の趣旨等

県教育委員会事務局が推進する施策等について市町教育委員会に説明するとともに、各市町における施策推進上の課題等について聴き取り、県教育行政への反映や、各計画等の見直し・改善の資料とするため、市町教育委員会事務局を訪問した。

教育政策課、義務教育課、社会教育課が全市町を、福利課が課の計画により抽出した市町を訪問し、事前に実施したアンケート結果を踏まえたヒアリング及び依頼を実施した。10月31日をもって、政令市を含む全35市町の教育委員会事務局の訪問を終了した。

2 訪問結果の概要

- (1) 各課（室）が訪問した市町（別紙1）
- (2) 各課（室）からの報告（別紙2）

3 訪問の成果等

- 平成26年3月に新たに策定した県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」第2期計画について、基本構想に書き加えた新たな課題や成果指標、基本計画における重点施策等を説明し、その概要を周知した。
- 県教育委員会事務局の各課（室）訪問を受け、各市町教育委員会事務局においても担当課（担当職員）が対応したことにより、個別の協議内容について深まりがあった。
- 事前アンケートを確認することにより、各市町の実態に応じた協議や依頼をすることができた。
- 教育行政の方向性について直接協議を行うことで、県教育委員会事務局と市町教育委員会事務局との連携が深まった。

4 今後の予定

別紙2にまとめた協議内容や各市町からの要望等を整理し、各市町教育委員会事務局に対して1月中旬を目途に、訪問結果をまとめた報告書を送付する。

訪問課 (担当)	訪問日	教育政策課			福 利 課	義 務 教 育 課	社会 教 育 課
		企 画 担 当	人 推 進 教 室 育	推 情 進 報 室 化			
市町名							
湖 西 市	8月7日 (木)	○		○		○	○
島 田 市		○		○		○	○
浜 松 市		○		○		○	○
掛 川 市	8月25日 (月)	○		○	○	○	○
吉 田 町		○		○		○	○
藤 枝 市	8月26日 (火)	○		○		○	○
焼 津 市		○		○		○	○
熱 海 市	8月27日 (水)	○	○	○		○	○
伊 東 市		○	○	○		○	○
三 島 市		○	○	○		○	○
富 士 宮 市	8月29日 (金)	○	○	○		○	○
川 根 本 町	9月3日 (水)	○		○		○	○
森 町		○		○	○	○	○
磐 田 市		○		○		○	○
袋 井 市	9月8日 (月)	○		○	○	○	○
静 岡 市		○		○		○	○
小 山 町	9月9日 (火)	○	○	○		○	○
御 殿 場 市		○	○	○		○	○
裾 野 市		○	○	○		○	○
伊 豆 の 国 市	10月15日 (水)	○	○	○	○	○	○
函 南 町		○	○	○		○	○
長 泉 町	10月16日 (木)	○	○	○		○	○
清 水 町		○	○	○		○	○
牧 之 原 市	10月20日 (月)	○		○		○	○
御 前 崎 市		○		○		○	○
菊 川 市		○		○		○	○
富 士 市	10月23日 (木)	○	○	○		○	○
沼 津 市		○	○	○		○	○
伊 豆 市		○	○	○		○	○
松 崎 町	10月24日 (金)	○	○	○	○	○	○
河 津 町	10月30日 (木)	○	○	○		○	○
東 伊 豆 町		○	○	○		○	○
下 田 市		○	○	○		○	○
南 伊 豆 町	10月31日 (金)	○		○		○	○
西 伊 豆 町		○		○		○	○

市町教育委員会事務局訪問報告

1 課名 教育政策課（企画・広報班）（情報化推進室）（人権教育推進室）

2 協議内容

(1) 県教育委員会からの主な質問事項（「ア」、「イ」、「ウ」など）と市町教育委員会からの回答の概要（「・」）

【企画・広報班企画担当】

- ア 各市町における教育行政推進上の課題について
 ・臨時的任用教職員や非常勤講師の人材が不足している。（全体的な傾向）
 ・多様化する特別支援対象児童・生徒への対応の充実（全体的な傾向）

【情報化推進室】

- ア 教員のICT活用指導力の向上について
 ・教員のICT活用指導力を向上させるためには、研修が必要であり、各市町が独自に実施する研修会では足りない状況のため、県主催による研修の拡大を望む市町が多い。（全体的な傾向）
- イ ICT機器の整備について
 ・県内の先進的な市町では既にタブレット端末の整備や電子黒板、無線LAN等の周辺機器の整備が進んでいる。（掛川、菊川）
 ・タブレット端末等の導入に向けて検討、計画の段階の市町が多いが予算的な課題もあり、各市町で格差が生じている。（全体的な傾向）
- ウ 地方財政措置について
 ・財政当局との協議は行っているが、地方財政措置された地方交付税は一般財源となるため、使途は各市町の政策的判断となり、ICT関係の予算確保は難しい状況にある。（全体的な傾向）

【人権教育推進室】

- ア 市町における人権教育推進上の課題や要望について
 イ 各市町での「人権」「人権教育」の捉え方について
 ・言葉の問題が大きい。使い方の指導をすることが大切である。
 ・「いじめ」も人権侵害ということがわかった。
 ・人権というと同和問題と思っていた。
 ・事業一覧を見て、人権教育は幅広いと思った。
 ・各学校で研修を活かした取組をしている。
 ・挨拶が大切だと思う。
 ・地域で小さい頃から支えあっていている。
- ウ 静岡県における男女共同参画推進の今後の方針について

(2) 各市町教育委員会事務局への伝達・依頼事項

【企画・広報班企画担当】

- 県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」第2期計画の概要説明

【情報化推進室】

- 県教育情報化推進基本計画（第2期計画）について参照を依頼
- 県教育情報化推進ワークショップへの参加について依頼
- 県統計グラフコンクールへの作品応募を依頼

【人権教育推進室】

- 本室の基本方針、事業内容
- 人権教育研究指定校発表会への参加依頼
- 人権教育指導者研修会への参加依頼
- 他市町における人権教育推進事業の紹介

(3) 各市町教育委員会事務局からの主な要望等

【情報化推進室】

- 地方財政措置された地方交付税は一般財源となるため、使途は各市町の政策的判断となり、ICT環境整備等の予算を確保することは難しいため、補助金として交付してもらいたい。（全体的な傾向）
- ICT支援員の配置や教員の指導力向上のための研修等について支援してもらいたい。（全体的な傾向）
- 統計グラフコンクールの提出期限を遅くしてもらいたい。

(4) (3)の要望に対する各課（室）の回答（考え方）

【情報化推進室】

- ICT環境整備のために地方財政措置された地方交付税が、有効活用されていない状況では補助制度にはつながっていないため、積極的な活用をお願いする。
- ICT支援員については、地方財政措置された地方交付税において配置が可能であり、他県等の先進事例と合わせて情報提供する。
- 教員の指導力向上のための研修については、教育事務所や県総合教育センターと連携をとりながら検討する。
- 統計グラフコンクールの提出時期については統計利用課へ報告する。

市町教育委員会事務局訪問報告

1 課名

福利課

2 協議内容

(1) 県教育委員会からの主な質問事項（「ア」、「イ」、「ウ」など）と市町教育委員会からの回答の概要（「・」）

- | | |
|--|---|
| ア 長時間労働者への医師による面接指導体制の整備状況について | <ul style="list-style-type: none"> 訪問した市町においては、市町の産業医や校医を活用して面接指導を行なっており、ほぼ体制が整っていることを確認した。 |
| イ 産業医の配置状況(教職員 50 人以上の学校に選任義務)について | <ul style="list-style-type: none"> 訪問した市町においては、教職員 50 人以上の学校がないため配置の義務はないが、一部の市では市の産業医による面接を受けられるよう規程を設けていところもあった。 |
| ウ 厚生労働省の指針に基づく「教職員の心の健康づくり計画」の策定状況について | <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策の重要性は認識しているので、今後策定を検討することを確認した。 |

(2) 各市町教育委員会事務局への伝達・依頼事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○長時間労働者への医師による面接指導体制の整備について、面接体制の強化と早期発見、早期対応を依頼。 ○産業医が配置されていない学校について、市町教育委員会による健康、安全、衛生面での配慮を依頼。 ○厚生労働省の指針に基づく「教職員の心の健康づくり計画」の策定について、教職員に最も身近である市町教育委員会で、心の健康づくりのための計画を体系的に策定することを依頼。 |
|--|

(3) 各市町教育委員会事務局からの主な要望等

特になし

(4) (3)の要望に対する各課（室）の回答（考え方）

特になし

市町教育委員会事務局訪問報告

1 課名

義務教育課

2 協議内容

(1) 県教育委員会からの主な質問事項（「ア」、「イ」、「ウ」など）と市町教育委員会からの回答の概要（「・」）

- ア コミュニティ・スクールの導入などによる「地域とともににある魅力的な学校づくり」の取組について
- ・学校協議会から学校運営協議会への移行を図っている。（磐田）
 - ・中学校区の保幼小中を一つの学校ととらえて進めるスクラムスクールプランに取り組んでいる。平成27年度は、そのスクラムスクールをコミュニティ・スクールに指定し学校運営協議会を立ち上げていく。（御前崎）
 - ・コミュニティ・スクール導入のための研究事業を実施している。（静岡、浜松）
 - ・他市町の取組を参考にしたり、学校支援地域本部事業から発展させたりして、検討・研究を進めていく。（伊東、富士、下田、伊豆、焼津、西伊豆、清水、長泉、森）
 - ・まずは学校支援地域本部事業を充実させる。（三島、富士宮、裾野、藤枝、袋井、函南）
 - ・コミュニティ・スクールは導入していないが、既に地域との連携・結びつきはできている。（沼津、熱海、御殿場、掛川、菊川、牧之原、東伊豆、河津、南伊豆、小山、吉田、川根本）
- イ 全国学力・学習状況調査の「早期対応策」を受けての取組について
- ・県から送付されたデータとの関連を図りながら、成果と課題を分析し、授業改善を推進している。（全体的な傾向）
 - ・自校採点を行うことで、学習指導要領が求める力をより意識し、授業改善につなげた。自校の課題を教員が把握できた。（島田、小山）
- ウ いじめ防止対策推進法を受けての取組といじめ防止における課題について
- ・いじめ防止の基本方針を策定した。（全体的な傾向）
 - ・いじめ問題対策の連絡協議会を設置（する予定）。関係機関が連携して、いじめ防止等の取組について有効な対策を協議する。（全体的な傾向）
 - ・ネットいじめへの対応が課題である。（静岡、下田、伊豆、焼津、御前崎）
 - ・法に基づく組織の確立と人選が課題である。（三島、伊豆の国、掛川、東伊豆、南伊豆、長泉、川根本、森）
- エ 各学校における補助教材の公平・公正な選択・決定に向けた取組について
- ・県教育委員会から示された「取扱いガイドライン」に基づく選定・決定をするよう指導した。校長会等で周知徹底を図った。（全体的な傾向）
 - ・各校において行われた選択等委員会については確實に記録を残しておくよう指示し、記録の写しを提出してもらっている。（湖西）

- ・学校によっては、選択等委員会に保護者（PTA役員）を入れて選定（確認）を行っている。（掛川）

- ・授業参観会等で保護者に複数の補助教材を提示して意見を聞き、その意見も参考にしながら新年度に教職員が補助教材を選択・決定するよう指示した。（牧之原）

- ・過去の実績にとらわれず、Z会のテキスト等も含めて積極的に採り入れている。（西伊豆）

オ 土曜授業に向けた土曜日の教育活動の特色ある取組と土曜授業の必要性や課題について

- ・本年度より土曜学習を吉田町ラーニングプランの一環として実施している。土曜授業については、道徳の教科化、小学校英語の導入等考えると実施していく方向が考えられる。（吉田）

- ・土曜学習・土曜授業のあり方について、研究を進めて行きたい。（富士宮、伊東、島田）

- ・土曜授業の計画や実施に向けた取組はない。（静岡、沼津、伊東、伊豆、伊豆の国、磐田、御前崎、牧之原、東伊豆、河津、南伊豆、函南、川根本）

- ・教職員の勤務時間の割り振りが課題である。（裾野、伊豆の国、掛川、河津）

- ・教職員の多忙化を招く恐れがある。（伊豆の国、掛川、西伊豆）

- ・事業に係る経費や地域人材の確保が困難である。（下田、藤枝、西伊豆、河津）

- ・学校5日制が定着し、スポーツなどの社会教育活動や地域の行事、部活動や習い事など、土曜日を有効に活用する環境がすでに整っている。（富士宮、伊豆の国、磐田、焼津、菊川、南伊豆、函南、長泉、小山、森）

カ 静岡式35人学級編制のA型（少人数指導）選択についての意見

- ・A型選択によってTT学級が増えることにより、職員の負担は軽減されてB型よりもメリットが大きいように感じる。（藤枝）

- ・A型を選択をした場合、非常勤講師が配置されるのは複数学年で選択した場合に限るとされているが、週10時間では少人数指導の効果を上げるには難しい。（静岡）

- ・平成16年度の中1から始まり、平成25年度に静岡式35人学級編制が完成するまで、保護者や地域、児童生徒が少人数による学級編制の良さを実感している中、「保護者や地域の理解が得られるか」「そのための十分な説明を校長等ができるのか」という問題がある。（静岡）

- ・A型を選択した場合、特定の教科は少人数指導が実施されるが、他の教科は35人以上となり、きめ細やかな指導ができない。（磐田、菊川）

- ・学級内的人数が増えることで、学級担任が一人一人の生徒に目を配ることが難しくなる。（磐田）

- ・静岡式35人学級に期待するのは、適正規模の学級の実現である。（御前崎）

キ 教職員配置や人事異動の基本方針等についての意見

- ・希望表明制度を生かした人事の難しさを感じる。（伊豆の国、掛川、函南、森）

(2) 各市町教育委員会事務局への伝達・依頼事項

- 「授業改善の視点」に即した授業改善の取組への一層の支援。
- 各学校における補助教材の取扱に関する保護者への説明会等の実施支援。
- 学校のいじめ基本方針と、学校が設置すべき組織についての現状把握と適切な運用。
- 各市町の要請に応じて派遣するスクールソーシャルワーカーの周知及び活用。

(3) 各市町教育委員会事務局からの主な要望等

- 静岡式 35 人学級編制の A型（少人数指導）選択については、教室数の不足、担任を任せられる教員が限られている、級外の教員が少なく学校運営に困ることがあるという状況等から A型を希望する学校もある。学校の状況に応じて A または B型を選択できるようにしてほしい。（沼津、伊東、富士、御殿場、伊豆の国、島田、湖西、牧之原、函南、清水、長泉、吉田）
- 各校に年齢構成のバランスのよい教職員配置を願う。（沼津、伊豆）
- 特別支援学級（自閉・情緒学級）の教員の増員を願う。（島田、袋井）
- 小規模小学校の教員数の拡充を願う。（伊豆、掛川、湖西）
- 講師の人材不足が深刻であるため、交流・配置換については、地区間の情報の共有、正確性、効率性が向上するよう願う。（藤枝、湖西、菊川、東伊豆、南伊豆）

(4) (3)の要望に対する各課（室）の回答（考え方）

- 静岡式 35 人学級編制の A型（少人数指導）選択については、少人数学級を推進するために、教室不足等の理由以外は B型（少人数学級）選択をするよう今までお願いしてきた経緯がある。しかし、A型選択を希望する学校も散見されることから、今年 8 月に、保護者の理解を十分得ることなどに留意して、地域や学校の実態に合わせた選択を認めていくという説明を市町教育長連絡協議会等で行った。
- 教職員配置については、義務標準法に則って、地域バランスも考慮しながら適正に配置している。増員等については、文部科学省が策定した定数改善計画が予算化されることを注視している段階である。
- 講師不足の厳しい状況については、県教育委員会としても十分に把握している。その対応として、26 年度採用数は、前年より県下全体で 30 人増やし 590 人とした。大量退職期に入っている、当分の間は、同程度の採用数を継続する予定である。また、新たな再任用制度がスタートしたこと、平成 27 年度の再任用者は 50 人程度増えることが見込まれる。再任用者は、徐々に増加していくことが予測され、講師不足への一助となりうると考えている。さらに、県教育委員会として講師情報の県と市町の共有や連携、他県在住者への講師登録の呼びかけ等について検討ていきたい。

市町教育委員会事務局訪問報告

1 課名

社会教育課

2 協議内容

- (1) 県教育委員会からの主な質問事項（「ア」、「イ」、「ウ」など）と市町教育委員会からの回答の概要（「・」）

ア 学校・家庭・地域の連携体制の構築について

- ・学校支援地域本部、放課後子ども教室、通学合宿等の事業を核にして、学校と地域の連携が進んでいる。（全体的な傾向）
- ・コーディネーターやボランティア等の人材不足のため運営スタッフの確保や後継者の育成が今後の課題である。（島田、湖西、東伊豆、南伊豆、函南）

イ 青少年指導者の育成及び活用について

- ・市町で実施している活動や事業にあわせて、青少年指導者を育成している。（全体的な傾向）
- ・指導者の育成にあたっているが活用につながらない。また、指導者の活動状況の把握が難しい。（静岡、熱海、島田、磐田、湖西、牧之原）

ウ ふじのくに子ども・若者プランの推進について

- ・関係課や関係機関と情報交換しながら連携し推進していく。（全体的な傾向）

エ 青少年の声掛け運動の推進について

- ・学校や各種団体に対して、活動への協力を依頼している。（全体的な傾向）

オ 家庭教育ワークシートの活用について

- ・「つながるシート」を懇談会等で積極的に活用している。（全体的な傾向）
- ・保護者や地域、学校へのさらなる広報が必要ではないか。（浜松、御殿場、菊川）

(2) 各市町教育委員会事務局への伝達・依頼事項

- 家庭教育ワークシート「つながるシート」の積極的な活用を依頼した。
- 通学合宿、放課後子ども教室、市町主催事業等での青少年中・上級指導者の活用を依頼した。
- 小・中学校ケータイ講座の積極的な活用について依頼した。
- 市町独自の取組を積極的に展開してもらい、声掛け運動への参加者拡大を依頼した。
- 各市町において「子ども・若者支援地域協議会」の設置を依頼した。

(3) 各市町教育委員会事務局からの主な要望等

- 国庫補助及び県の補助事業について、補助が継続・充実するよう、予算面での支援を継続してほしい。（島田、焼津、袋井、菊川、御前崎、河津、西伊豆）
- 「つながるシート」の使い方についての説明や研修をしてほしい。（伊豆の国、袋井、河津、吉田）
- 子ども・若者支援地域協議会の設置について、各市町の状況や具体例を教えてほしい。（裾野、吉田）

(4) (3)の要望に対する各課（室）の回答（考え方）

- 補助金については、市町で使いやすいように、県に対して要望を出してもらえば、検討していきたい。
- 「つながるシート」の使い方の説明を希望する市町に対して、担当が直接説明に伺う。
- 子ども・若者地域協議会を設置している市町の状況や具体例を紹介した。

(件名)

平成27年度全国学力・学習状況調査実施要領及び参加確認について

(義務教育課)

I 平成27年度全国学力・学習状況調査実施要領**1 受領までの経過**

- ・平成26年12月3日（水）文部科学省担当者会にて実施要領（案）を説明
- ・平成26年12月5日（金）課長が知事へ実施要領（案）について変更点の説明
- ・平成26年12月9日（火）実施要領の公表（メールにて正式版が届く）

2 実施について変更内容**(1) 平成27年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領の記載変更について**

- ・本調査の実施に係る職務権限は教育委員会にあることを一層明確化
- ・実施要領の誤った解釈がなされないように記載内容をより一層明確化
- ・平成27年度調査の教科に関する調査に、国語、算数・数学に加えて理科を実施することに伴う事項

(実施要領参照)

(2) その他の変更

- ・都道府県知事部局等、都道府県教育委員会は【協力者】と明記
- ・文部科学省における調査結果の公表の内容を記載
- ・小学校調査においてWEBによる情報提供システムを試行的に実施
- ・配送・回収に関する実務の変更

3 次年度調査に向けての県教委の対応**(1) 理科指導力向上研修会**

- ・目的 静岡県の理科教育の現状と課題を確認するとともに、文部科学省初等中等局教育課程課村山教科調査官（理科）を招き、平成27年度に実施される全国学力・学習状況調査で問われる学力観を確かめ、今後の授業改善につなげる。
 - ・対象 理科担当教員、指導主事等
 - ・日時 平成27年2月12日（木）静西管内及び浜松市管内小中学校
平成27年2月19日（木）静東管内及び静岡市管内小中学校
- (2) チア・アップシート（中学校版を含む）を12月に配信（総合教育センター）

II 平成27年度全国学力・学習状況調査への参加確認**1 文部科学省からの参加の有無に関する照会文（昨年度からの変更点）**

- ・平成27年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査の実施等について都道府県教育委員会への協力確認を追加

2 文部科学省への報告

- ・義務教育課から各教育事務所を通じて市町教育委員会へ参加の有無を確認
- ・各市町教育委員会の意向を取りまとめ、平成27年1月16日（金）までに文部科学省へ報告

報告事項【情報提供】<配付のみ>

平成 26 年 12 月 17 日

(件名)

平成 27 年 1 月の主要行事予定

(教育総務課)

日 時	行 事 名	会 場 等
1／7 (水) 13:30～(予定)	◎教育委員会定例会（1月第1回）	県庁西館 8 階教育委員会議室
1／21 (水) 9:30～(予定)	◎教育委員会定例会（1月第2回）	県庁西館 8 階教育委員会議室
1／23 (金) 終日	◎移動教育委員会	東伊豆町立稻取中学校
1／30 (金) 終日	◎移動教育委員会	菊川市立河城小学校

◎ 全委員 ☆委員長のみ ○該当委員のみ

(件名)

県立高等学校実習助手採用選考試験結果

(高校教育課)

1 選考試験の実施概要

試験区分、日程	試験内容	主な評価項目
第1次選考試験 9月 28 日 (日)	筆記試験 (一般教養、専門)	必要な知識
	個人面接	資質、適性
発表：10月 17 日 (金)		
試験区分、日程	試験内容	主な評価項目
第2次選考試験 10月 29 日 (水)	個人面接	資質、適性
	適性検査	
発表：11月 19 日 (水)		

2 志願者数及び第2次選考合格者数

職種の区分	専門分野	志願者数	第1次選考試験合格者数	第2次選考試験受験者数	第2次選考試験合格者数
理科	—	3 4	4	4	2
農業	園芸	3 3	4	4	2
工業	機械	1 3	6	6	3
	電気・電子・通信	9	3	3	2
商業	—	8	3	3	1
水産	機関	2	2	2	1
合計		9 9	2 2	2 2	1 1

報告事項【情報提供】<配付のみ>

平成 26 年 12 月 17 日

(件名)

県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第 2 次選考試験の結果

(特別支援教育課)

1 選考試験の実施概要

試験区分、日程	試験内容	主な評価項目
第 1 次選考試験 10 月 16 日 (木)	筆記試験 (一般教養、専門)	必要な知識
	個人面接	資質、適性
発表 : 11 月 7 日 (金)		
試験区分、日程	試験内容	主な評価項目
第 2 次選考試験 11 月 19 日 (水)	個人面接	資質、適性
	集団面接	
発表 : 12 月 12 日 (金)		

2 志願者数及び第 2 次選考合格者数

志願者数	第 1 次選考試験 合格者数	第 2 次選考試験 受験者数	第 2 次選考試験 合格者数
20	8	8	3

3 今後の日程

- (1) 職務遂行に必要な健康状態にあるかについての審査
- (2) 第 2 次選考試験合格者の採用承諾確認 平成 27 年 1 月 6 日 (火) 必着
- (3) 3 月教育委員会定例会において採用予定者の議案を上程
- (4) 平成 27 年 4 月 1 日 (水) 辞令伝達

(件名)

静岡県生涯学習情報発信システム愛称決定

(総合教育センター)

1 概要

静岡県生涯学習情報発信システム（以下、「システム」という）愛称について、選考会にて掛川市在住の方から応募のあった「まなぼっと」に決定した。

2 経緯

(1) 公募結果

応募総数 167 点

※ 募集期間 平成 26 年 10 月 1 日（水）～平成 26 年 11 月 10 日（月）

(2) 選考状況

システム運営委員会及び作業部会において選考した 5 点の中から、選考会にて決定

(3) 選考日 平成 26 年 12 月 2 日（火）

(4) 決定愛称

「まなぼっと」

(5) 選定理由

ア 皆に対して、また自分に対して「学び」を呼びかけている。

イ 静岡県生涯学習情報検索ホームページ「マナビット 21」が「ふじのくに ゆうゆう net」と統合し継続されていることを想起している。

ウ 生涯学習を始めるきっかけに、気軽にクリックしてほしいという気持ちが込められている。

3 今後の対応

(1) 感謝状の贈呈

愛称採用者に対し、教育長感謝状を贈呈する。

(2) 愛称決定の周知

システムのトップページ、E ジャーナル、情報ひろば、全庁・教委掲示板、Facebook 等により周知する。